平成30年4月19日

原子力規制委員会　宛て

福島第一原子力規制事務所
統括原子力運転検査官　小林　隆輔

平成30年度保安検査実施方針について

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1．基本検査で実施する保安検査の内容

①改善活動の取組状況

本年度の保安検査等の重点方針に基づき、新検査制度を見据えて事業者の改善活動に係るプログラムの充実及び運用の状況について確認する。

②保守管理等の実施状況

本年度の保安検査等の重点方針に基づき、安全確保設備等に対して、その特性を考慮した上で、保守の計画が策定され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、点検が適切に行われていることを確認する。

③外部事象等に対する体制の整備状況

本年度の保安検査等の重点方針に基づき、関連設備・機器等の管理や非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備など外部事象等に対する体制の整備状況について確認する。

④異常事象等発生時の措置

本年度の保安検査等の重点方針に基づき、異常事象等が発生した場合について拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況

平成29年度において、誤操作等による安全確保設備等の停止事象が散見されたことから、原子炉設置者の不適合管理、是正処置及び予防処置に係る保安活動

が適切に実施されているか確認する。

⑥実施計画において新たに認可された設備に係る保安活動の実施状況に係る検査
実施計画に基づいて、新たな設備等が認可・運用された場合に、これらの設備に係る保安活動について確認する。

２．追加検査で実施する保安検査の内容
該当なし

３．保安検査実施時期
（1）第1四半期：6月上旬
（2）第2四半期：9月上旬
（3）第3四半期：12月上旬
（4）第4四半期：2月下旬